

## 令和4年第16回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和4年8月18日(木)午前10時00分
- 2 閉会日時 令和4年8月18日(木)午前10時35分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

### (委員)

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松本 理寿輝	

### (事務局職員)

教育委員会事務局次長	菅原 幸信
教育DX政策推進特命部長	小泉 武士
教育委員会事務局参事	篠原 保男
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇
学務課長	横手 麻理
教育指導課長	渡辺 浩一
教育センター所長	小林 繁
地域学校支援課長	小林 由江
副参事(特命担当課長)	(教育センター所長兼務)

(書記) 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第40号 令和5年度使用教科書の採択について

その他

- (1) 令和4年度一般会計補正予算案について
- (2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について
- (3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例について

## 議事運営等

- 令和4年第16回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に大日方委員を指名
- 松澤委員が欠席

## ■ 教育長報告要旨

○ まず、宿泊事業についてである。7月29日から8月10日までの間、小学6年生は2泊3日の日光高原学園を実施した。昨年度は緊急事態宣言を受け、10月以降に延期し、泊数を1泊に減らすなどの実施であったが、今年度は当初の予定どおり夏休み期間に2泊3日で、大きな事故等もなく実施することができた。次に、8月14日には、2年間中止していた小学校PTA連合会のスポーツ大会が渋谷区スポーツセンターで開催された。久しぶりの開催で夏休み中ということも重なり、出場者の調整や運営に苦労しながらもバレーボール10校7チーム、卓球5校11チームが参加し、熱戦を繰り広げた。選手宣誓での「黙食に耐え、先週まで元気だったのに来られなくなってしまった仲間の分も頑張ります」という言葉に、コロナ禍の中、PTA活動を諦めず続けてきた苦労を感じることができた。8月21日には、中学校PTA連合会のスポーツ大会が開催される予定である。次に、毎年恒例の夏休み子供プール開放事業である。今年も4校で開催している。1校当たり8日間、午後1時から午後4時までとして、既に臨川小学校、富谷小学校、笹塚小学校の3校で終了した。これまで551人の親子が利用し、夏のひとときを楽しんでいる姿が見られた。感染症対策と熱中症予防いずれの対策も十分に行い、安心して利用できる運営で臨んでいる。現在は、神宮前小学校で開催しており、8月23日までの実施予定となっている。8月30日には、夏季休業日が終了し、授業が始まる。児童・生徒の感染症確認の報告は、現在も日々続いているが、先月に比べれば減少傾向となっている。教育委員会としても、こうした日々の状況を見極めつつ、各校が支障なく授業を開始できるよう、学校・園と密に連携を図っていききたいと思う。

## ◆ 議案第40号

令和5年度使用教科書の採択について

### ◇ 説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○ 本議案は、令和5年度に使用する教科書を採択するため、提出するものである。採択していただく教科書は、令和5年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科書、小学校使用教科書及び中学校使用教科書である。初めに、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について、改めて手順等の説明を

行う。6月9日及び7月11日に審議委員会を開催した。審議委員の主な意見としては、「直接図書に書き込めるようになっており、生徒はノートと併用して学習を進めやすい」「イラストが多用され、文字の大きさに配慮されている」「実生活に即した内容が扱われている」「大きな地図や写真が掲載され、分かりやすい」「全ての文字にルビが振ってあり、分かりやすい」などがあつた。令和5年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科書については、小学校6点、中学校18点が推薦されている。次に、小学校使用教科書の採択案である。小学校の教科書については、令和元年度に令和2年度から令和5年度までの4年間使用するものとして、本委員会で採択されたものであり、それに基づき、令和5年度も同じ教科書を使用する。最後に、中学校使用教科書の採択案である。中学校の教科書については、令和3年度から令和6年度までの4年間使用するものとして、令和2年度に本委員会で採択されたものであり、それに基づき、令和5年度も同じ教科書を使用する。

--◇質疑応答 -----  
○なし。

--◇議事結果 -----  
○原案どおり可決。

#### ◆その他

(1) 令和4年度一般会計補正予算案について

--◇説明要旨 -----  
(学務課長)

○本件は、9月7日から開催される令和4年第3回区議会定例会で「令和4年度一般会計補正予算案」が上程される予定である。本来、本委員会に教育予算について意見聴取に関する議案を提出するべきところであるが、現時点において区長から意見聴取が送達されていないこと、また、次回の教育委員会が議案提出後の開催予定であることから、補正予算案の意見聴取については、本日、内容を説明し、持ち回り議案として議決いただくという形をお願いしたい。補正予算案の概要について説明する。初めに、「1 補正予算案編成理由」についてである。コロナ禍における原油価格や物価の高騰は、学校給食の食材費にも影響が及んでおり、通常の給食費では、従来どおりの給食提供が難しくなっている。現在まで、各学校現場において献立の工夫や食材変更にて対応してきたが、食材価格安定化の見通しがつかない状況下で、保護者負担額を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を引き続き提供するため、米の購入費の半額を区で補助することと

し、この「学校給食食材費高騰対策支援事業」に係る経費を補正予算案として計上することとした。次に、「2 補正予算案内容」についてである。小学校に係る予算額は、914万5千円、中学校に係る予算額は、340万9千円、予算科目などについては記載のとおりである。次に、補正予算案の内容について、補足説明する。まず、「1 東京都区部消費者物価指数」についてである。6月の速報値では、対前年同月比では食料は3.9%上昇しており、上昇率が大きい主な食材は記載のとおりである。次に、「2 給食費の保護者負担額の推移」についてである。学年ごとの1食当たりの単価であり、表の一番右側の令和4年度の金額が現在の金額である。この金額は、令和元年度から変更なく同額としている。次に、「3 補助方法」についてである。学校給食で使用するお米については、小・中学校全校、あきた北農業協同組合と契約し、購入している。その背景は、渋谷区と秋田県大館市の間で、災害時における相互応援に関する協定を締結しており、その趣旨を踏まえ、渋谷区教育委員会とあきた北農業協同組合で、学校給食用のお米の品質維持、適切な価格設定、安定的な供給を目的とした協定を締結しているものである。本区の学校給食では、各学校があきた北農業協同組合からお米を購入し、週に4回米飯給食を提供している。このお米の購入費の半額を区で補助するものである。次に、「4 1食当たりの補助金額」についてである。お米の購入費の半額を補助した場合、小学校では1食当たり約10円、中学校では約14円を補助する試算になる。最後に、「5 財源」についてである。国の補助金である「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用予定であるが、この補助金は、地方公共団体ごとに交付限度額が決まっており、学校給食以外の事業にも活用できるため、どの事業にこの補助金をどの程度活用するかは、今後、区長部局の財政課において全庁的な調整が行われる予定である。

(学校施設整備調整担当課長)

○本件は、学務課長による冒頭での説明と同様に、補正予算案の意見聴取については、本日、内容を説明し、持ち回り議案として議決いただく形をお願いしたい。補正予算案の概要について説明する。初めに、「1 補正予算案編成理由」についてである。当初の学校建て替えロードマップ案では、広尾中学校及び松濤中学校の工事開始を、令和6年度としていたが、入学前の十分な周知期間を確保する観点から、その後制定したロードマップでは、工事の着工を一年間延伸した。これにより、現在、広尾中学校と松濤中学校に在籍している生徒は、既存の学校で卒業まで過ごすことになる。また、来年度の区立中学校入学希望者の、保護者宛てに配付される希望校調査書には、令和7年度から仮設校舎を利用することが明記されているため、3年生で仮設校

舎へ移ることをご理解いただいた上で、入学希望を出すことになる。また、この延伸したことによる期間を有効に活用し、学校運営協議会やPTAなど学校関係者に対し、周知を行った上で、基本計画の作成を開始するため、当初、基本計画の完了年度を今年度末で終了としていたところを翌年度の令和5年度に変更し、繰越明許費を設定するものである。なお、繰越明許費とは、予算成立後の事由に基づき、年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用する経費のことである。本件については、予算成立後に見直したロードマップの変更に伴い、基本計画の終了を翌年度に変更するため設定した。基本計画作成後の令和5年度中から、設計業務を行い、公表したロードマップどおり、令和7年度に解体工事、令和8年度から9年度にかけて新築工事を行う。次に、「2 補正予算案内容」についてである。当初予算額は8,118万円、その全額を繰越明許費として、翌年度に繰り越す。予算科目については記載のとおりである。繰越理由は事業の完了が翌年度となるためである。最後に、「3 広尾中学校及び松濤中学校 建て替えスケジュール」についてである。令和4年度から令和5年度にかけて基本計画作成を行い、その後、設計を令和7年度まで行う。解体工事を令和7年度、その後、令和8年度から令和9年度の2年間をかけ、新築工事を行い、令和10年度に建て替え後の新校舎で学校運営が開始される計画である。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○「5 財源」の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、学校給食以外の事業にも活用できると説明いただいたが、新型コロナウイルス感染症に限らず活用できるから、学校給食にも活用できるという理解で合っているか。

(学務課長)

○当初、国からの補助金の対象事業としては、新型コロナウイルス感染症の予防や対策に関するものであった。その後、対象事業の追加があり、生活者支援や子育て世帯への支援も加わったため、学校給食の負担軽減という意味で、この事業も対象となっている。

(坂本委員)

○着工を一年延長したことによる、地元の反対意見はあるのか。また、延伸したことによる現校舎の耐久性はどうか。また、青山病院跡地を借りる期間も長くなるのか。その仮設校舎の工事費は変わってくるのか。

(学校施設整備調整担当課長)

○着工を一年間延長した理由は、広尾中学校と松濤中学校の生徒に配慮したことによる。地元の反対意見は現時点ではないため、理解いただいていると考えている。また、区内の学校は老朽化が進んでいるが、耐震補強工事は全て完了している。長い期間使用することを考えたときに今が建て替えのタイミングと考えている。青山病院跡地の仮設校舎の工事費については、リース契約であるため、大きな変更はない。また、スケジュールについては、令和4年度中に設計業務が始まり、その後入札、リース会社が契約する流れとなっている。令和5年度に設計を行い、令和6年度に新築工事、令和7年度から使用開始を予定している。

(教育委員会事務局次長)

○青山病院跡地については、まだ東京都から借用しておらず、契約については協議中であり、いつから借りるかは決まっていない。借りた時点から工事を行うため、現在は建物の設計の準備を進めている。

(平岩委員)

○給食について、自分の周りで聞こえてくる話を3つ紹介したい。今後も食材費が上がっていく。フランスでは、オーガニック食材を一定割合入れることを法律で定めた。給食スタッフの人件費も上がっていく。いずれも給食に係る支出が上がる話である。良い給食を出し続けるためには、コスト増を覚悟していかなければならない。保護者の費用負担を上げるのならば、家計が厳しいご家庭を支援していく必要がある。中長期的に給食をしっかりと維持していくことは、頑張っって取り組む必要があることを共通認識としたい。

(大日方委員)

○給食費の保護者負担は渋谷区だけではなく、全国一律の対応なのか。保護者が負担することなく、公費で賄っている自治体はあるのか。

(学務課長)

○23区内では、全額公費で負担している自治体はない。全国的には少数ではあるが、全額公費で負担している自治体はある。基本的な考え方は、保護者負担である。

#### ◆その他

- (2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例について
- (3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例について

—◇説明要旨 —————

(教育指導課長)

○本件は、9月7日から開催される第3回区議会定例会において、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が上程される予定である。本来、本委員会に条例改正の意見聴取の議案を提出すべきところであるが、現時点で区長から意見聴取が送達されていないこと、また、次回の教育委員会が議案提出後の開催予定であることから、意見聴取については、本日内容を説明し、持ち回り議案として同意する旨の議決をいただくという形をお願いしたい。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例について説明する。初めに、2つの条例の改正理由であるが、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方公務員である幼稚園教育職員の勤務時間及び給与等に関する制度についても同様の改正を行うものである。この条例改正の背景には、我が国において、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要との観点から、国家公務員の定年年齢が60歳から65歳に引き上げられたことが挙げられる。具体的には、区長部局において「職員の定年等に関する条例」の改正等により、4点の制度改正を予定している。1点目は、定年を令和5年度から2年に1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げることである。2点目は、管理職について、61歳になる年度の4月1日に、原則として管理職以外の職に降任させる「役職定年制」を導入することである。3点目は、当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、61歳年度の4月1日以降、7割の水準とすることである。4点目は、60歳以降、定年前に退職した職員は、本人申込の上、61歳の年度の4月1日から、定年相当年齢まで短時間勤務が可能な制度を導入することとし、これまでの再任用短時間勤務制度と同様に65歳までの短時間勤務を可能とすることである。これらの制度の導入に伴い、教育委員会が所管する幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例についても関係規定の整備を行うものである。次に、改正内容について説明する。まず、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について」であるが、本条例改正については、新たに定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間等について定めることとし、勤務時間、週休日、休暇等について関係規定を整備するものである。具体的には、これまでの「再任用短時間勤務職員」に関する規定を「定年前再任用短時間勤務職員」に関する規定として改正するものであるが、これまでの制度と制度内容はおおむね同様である。次に、「幼稚園教育職員の給与に関する条例につい



て」であるが、本条例改正については、定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法等について定めるものである。具体的には、定年前再任用短時間勤務職員については、従来の再任用短時間勤務職員の給料及び諸手当と同様の仕組みとしている。また、定年延長によりフルタイムで引き続き勤務する職員の給料月額については、給料表に定められた額の7割とすることとしている。このほかの詳細については、新旧対象表をご覧いただきたい。なお、区立小中学校の教職員については、東京都が定める条例によるため、同様の改正が都において行われる予定である。

—◇質疑応答 -----

(平岩委員)

○現在は、再任用制度（フルタイム・短時間）の職員がいて、今後は定年前再任用短時間勤務制度と暫定再任用制度（フルタイム・短時間）の職員がいて、フルタイムで勤務する職員は、60歳までの給料の7割となり、短時間で勤務する職員は更に時間係数を掛けた給料になるという理解で合っているか。

(教育指導課長)

○そのとおりである。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委 員 大日方 邦 子